

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所(廃棄物埋設施設)
平成30年度第3回保安検査報告書

平成31年2月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 検査担当職員	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	6
4. 特記事項	6

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添参照)

平成30年12月14日(金)

(2) 検査担当職員

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 足立 謹聰

原子力保安検査官 赤澤 敬一

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、以下に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、管理状況の聴取、記録確認、埋設安全区域の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目

- ① 教育訓練の実施状況
- ② 保安規定変更に伴う下位規定の状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「教育訓練の実施状況」「保安規定変更に伴う下位規定の状況」を検査項目として検査を実施した。

「教育訓練の実施状況」については、平成30年度の仕組みの改善状況、教育訓練の実施状況並びに新規配属者に対する教育、実務及び資格認定の状況について確認した。

仕組みの改善状況は、資格保有者に対する能力の再確認と資格の再認定について明確化する見直し、保安規定変更に伴う非常時の措置に関する教育を定期教育として実施する見直し、職員に対する自らの活動の意味及び重要性を認識させるための活動についての見直し等の改善をしていることを要領書及び関係者への聴取により確認した。

また、教育訓練の実施状況については、年度当初の計画及びその後の実施状況を「平成30年度 廃棄物埋設施設の教育・訓練計画」で管理しており、4月に新規配属者を教育訓練対象者に追加、5月に品質目標及び安全文化醸成活動及び法令遵守に関する教育、10月に「一般安全に関すること」を教育項目に追加したことによる教育、その他消火栓使用要領にかかる教育実施時期の変更等を行っていることを確認した。

新規配属者に対する、教育、実務及び資格認定の状況について、教育については従事者前教育の位置付けで実施していること、実務については、資格付与を計画している点検業務従事者、地下水位測定業務従事者、地下水放射能測定業務従事者、異常時放射能測定業務従事者の業務について、資格付与要件となる実務をそれぞれ実施していること、適宜バックエンド技術部(以下「BE技術部」という。)放射性廃棄物管理技術課長が立会い確認していることを「巡視・点検記録」及び関係者への聴取により確認した。

資格認定については、教育、実務経験、課長同行による確認を経て、「従事者の力表評価表」により、課長が面談し認定していることを、結果の記録及び関係者への聴取により確認した。

「保安規定変更に伴う下位規定の状況」については、平成30年4月1日に組織を改編し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)原子力科学研究所(以下「原科研」という。)廃棄物施設設の保安規定に定められた業務の責任者である管理責任者(以下「管理責任者」という。)をBE技術部長から原科研担当理事に変更する等の保安規定の変更が実施されたことから、その変更を受けて下位規定がどのように改定されたかについて確認し「廃棄物施設設品質保証計画書」「原子力科学研究所事故対処規則」等の下位規定の改定がなされていることを要領書及び関係者への聴取により確認した。

また、JAEAは保安規定変更により管理責任者をそれぞれの拠点の担当理事に変更したことから、担当理事の管理責任者としての関与をJAEAとして統一するとともに強化するため、JAEA安全・核セキュリティー統括部(以下「安核部」という。)は平成30年5月7日に業務連絡書(以下「連絡書」という。)により、「保安規定に係る担当理事の役割に関する指示文書等の様式の運用について」を発出し、管理責任者である担当理事にかかる指示書、報告書、通知書の様式を統一するとともに、連絡書の添付として「保安規定に係る担当理事の役割について」により、担当理事として実施すべき主要事項、担当理事の関与について発出し、担当理事の業務として具体的に細部を規定していることを確認した。

さらに、例として、平成30年度定期(年度中期)マネジメントレビューへのインプットについて、管理責任者が案の段階から関与し、報告書は管理責任者名で発出されていることを「平成30年度定期(年度中期)マネジメントレビューへのインプット情報報告書」及び同案により確認した。

組織改編に伴い、新たに設けられた「原子力科学研究所品質保証推進委員会」について廃棄物施設設にかかる審議状況を確認するとともに、従前の「品質保証委員会」については責任者が管理責任者からBE技術部長に変更されたことについて記録及び関係者への聴取により確認した。

以上のことから、選定した検査項目に係る保安活動は問題ないことを確認した。

(2) 検査結果

① 教育訓練の実施状況

保安活動を行う上において、所員等に対する教育、訓練が重要であることから廃棄物施設設における保安活動のための教育、訓練の実施状況及び力量管理の実施状況について検査した。

検査の結果、平成30年度の仕組みの改善状況、平成30年度の教育訓練の実施状況及び新規配置者への教育訓練及び資格認定の状況は、以下のとおりである。

1) 平成30年度の仕組みの改善状況について

ア 平成30年4月1日に資格保有者に対する能力の再確認と資格の再認定について「教育訓練管理要領(埋設施設)」に明確化する見直しを実施し、定期的又は力量基準を変更した場合には再評価を行うことに要領書を変更したことから、その実施状況について、平成30年4月1日の再評価の新規設定及び規則の改定による再評価並びに平成30年7月1日の規則の改定による再評価の状況をそれぞれの「従事者の力量評価表」「課長(マネージャーを含む)の力量評価表」

及び関係者への聴取により確認した。

また、非常時措置に関する教育を、総合訓練前の教育から、定期教育として位置付けることに要領書を変更したことから、教育の状況について、平成30年4月3日に実施した定期教育の実施記録である「教育・訓練記録(廃棄物埋設施設)」及び関係者への聴取により確認した。

さらに、職員に対する自らの活動の意味及び重要性を認識させるための活動について、具体化のために一方的な教育ではなく、個々の認識を向上させるためには職員同士の討論が有効と判断し、内部コミュニケーションにより品質目標を要員に周知し、品質目標の達成に向けてどのように貢献できるかを認識させることに要領書を変更したことから、教育の実施状況について、平成30年4月27日の「内部コミュニケーション活動の記録」及び関係者への聴取により確認した。

イ 保安規定に事故対処規則が関連付けられたことから平成30年7月1日に「教育訓練管理要領(埋設施設)」において、防災訓練を防災業務計画に基づく総合防災訓練と明記し、他の防災訓練と識別する改訂を実施していることを、要領書により確認した。また、その総合防災訓練に関する訓練の実施状況を平成30年9月25日の「教育・訓練記録(廃棄物埋設施設)」及び関係者への聴取により確認した。

ウ 平成30年10月15日にJAEA内の一連の負傷事案をうけた原子炉施設等に対する水平展開状況を受け、事業者は予防処置として「教育訓練管理要領(埋設施設)」に一般安全に対する教育項目を追加したことから、その教育の実施状況を平成30年10月19日の「教育・訓練記録(廃棄物埋設施設)」及び関係者への聴取により確認した。

2) 平成30年度の教育訓練の状況について

ア 平成30年度の教育訓練計画、実施状況等について確認し、年度計画が頻度、実施回数等が要領書の規定に整合していることを、教育・訓練を管理している「平成30年度 廃棄物埋設施設の教育・訓練計画」及び関係者への聴取により確認した。

また、「平成30年度 廃棄物埋設施設の教育・訓練計画」は、年度当初に計画を立て、その後実績を同表に反映させることにより、実績も管理していることを関係者への聴取により確認した。

イ 教育・訓練の実績については、4月に新規配属者を教育訓練対象者として「平成30年度 廃棄物埋設施設の教育・訓練計画」に追加し教育を開始。5月に品質目標、安全文化醸成活動及び法令遵守に関するJAEAの平成30年度計画制定に伴う反映を実施。10月に「一般安全に関すること」を教育に追加したことによる教育の実施を反映、また、その他の教育訓練の実施状況については、消火栓使用要領にかかる教育実施時期の変更以外は、ほぼ計画通りに実施されていることを都度改訂された「平成30年度 廃棄物埋設施設の教育・訓練計画」「教育・訓練記録(廃棄物埋設施設)」及び関係者への聴取により確認した。

3) 新規配置者への教育訓練及び資格認定の状況について

ア 新配置者の教育訓練は、教育に関しては、従事前教育として実施することを「教育訓練管理要領(埋設施設)」に規定しており、4月に「平成30年度 教育・訓練記録(廃棄物埋設施設)」に対象者として追加し、所定の教育を実施していることを、該当する教育・訓練記録(廃棄物埋設施設)により確認した。

イ 実務については、点検業務従事者、地下水位測定業務従事者、地下水放射能測定業務従事者、異常時放射能測定業務従事者としてそれぞれ、実務経験が3回以上

であることが「教育訓練管理要領(埋設施設)」に規定されており、それぞれ実務を3回実施していることを該当する「巡視・点検記録」により確認した。

また、「巡視・点検記録」には同行以外は記載されていないが、適宜BE技術部放射性廃棄物管理技術課長が同行して新規配置者の確認をしていたことを「巡視・点検」記録及び関係者への聴取により確認した。

ウ 資格認定については、教育、実務経験、課長同行による確認を経て、「従事者の力表評価表」により、課長が面談し、認定していることを「従事者の力量評価表」及び関係者への聴取により確認した。

以上のことから、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

②保安規定変更に伴う下位規定の状況

組織体制の変更を伴う保安規定の改正が実施されたことから、変更にもなう下位規定の整備及び実施状況等について検査した。

検査の結果、保安規定の変更、下位規定の整備状況及び変更に伴う実施状況等は、以下のとおりである

1) 保安規定の変更については、以下のとおりであることを保安規定の確認及び関係者への聴取により確認した。

今回の保安規定の変更は、JAEAとしてより上位の職位の者が保安活動に関与し監視する必要があるとし、内部統制の強化の観点から、管理責任者をBE技術部長から原科研担当理事に変更したこと

管理責任者が、BE技術部長から原科研担当理事へ変更されたことに伴い、それまでは管理責任者であるBE技術部長からJAEA本部に直接報告していた品質目標等の報告が、職制上、BE技術部長の上位職にあたる原研究所長の確認が必要となり、品質目標の設定、品質保証計画書(埋設施設)の変更等は「原子力科学研究所品質保証推進委員会」での審議事項となったため、保安規定に新たに委員会として設定されたこと

また、廃棄物埋設施設の「品質保証委員会」は、管理責任者の変更に伴い、従前から管理責任者の位置付け実施していたBE技術部長に責任者の呼称を変更したこと等が主な変更内容であること

2) 下位規定について以下の改定を行っていることを要領書及び関係者への聴取により確認した。

ア 「廃棄物埋設施設品質保証計画書」については、管理責任者変更に伴い、該当部分を変更していること

イ 「原子力科学研究所品質保証推進委員会規則」については、原科研廃棄物埋設施設にかかる審議を追加するとともに、廃棄物埋設施設にかかる審議には廃棄物埋設取扱主任者を出席させることを追加していること

ウ 「原子力科学研究所事故対処規則」については、保安規定に関連文書として位置付けられたことから、想定事故現場に廃棄物埋設施設を追加したこと

エ 「文書及び記録の管理要領(廃棄物埋設施設)」については、管理対象文書に「原子力科学研究所品質保証推進委員会規則」及び「原子力科学研究所事故対処規則」を追加したこと

オ 「不適合管理並びに是正処置及び予防処置要領(埋設施設)」については、管理責

任者交代に伴い、管理責任者の部分について不適合管理を審査する品質保証審査会を管理するBE技術部長へ名称を変更していること

カ 「原子力科学研究所事故対策規則」が保安規定の文書体系に組み込まれたことに伴い、「教育訓練管理要領(埋設施設)」のうち、定期教育に係る部分に非常時に対する教育を追加したこと

キ 「廃棄物埋設施設管理要領」については、管理責任者の原科研担当理事への変更に伴い、品質目標設定等に関するプロセスにおいて、原科研担当理事と原研究所長にかかる部分を改正したこと

ク 原科研廃棄物埋設施設の「品質保証審査会運営要領」については、管理責任者の変更に伴い、管理責任者の記載をBE技術部長に名称変更するとともに、BE技術部と横並びの保安管理部所掌事項に対する部分をBE技術部長へ依頼する形に変更し、組織間の整合を図っていること

3) 担当理事の関与について

ア 今回の保安規定の変更は、JAEAにおける内部統制強化の観点から一元的管理の責任と権限を明確にするために、管理責任者を担当理事にしたことから、安核部は、平成30年5月7日に連絡書により、「保安規定に係る担当理事の役割に関する指示文書等の様式の運用について」を発出し、JAEAとして担当理事が所長等へ指示する場合に使用する「指示書」、指示書への報告に使用する「報告書」、指示書以外の用件において使用する「通知書」について様式の統一化を図っていることを確認した。また、連絡書の添付文書として、「保安規定に係る担当理事の役割について」により、担当理事として実施すべき主要事項、担当理事の関与について発出し、担当理事の業務として、保安に係る業務の統理、品質保証計画書の改定への関与、理事長マネジメントレビューへの関与、内部監査への関与、事故の法令報告書への関与等について具体的に細部を規定していることを確認した。

イ 原科研担当理事による指示文書については、例として平成30年4月27日に発出した「平成30年度の原子力安全に係る品質目標について」の指示書により原研究所長に品質目標設定及び報告について指示していることを確認した。

ウ マネジメントレビューへの関与について、例として、平成30年度定期(年度中期)マネジメントレビューへのインプットについて、管理責任者が案の段階から関与し、報告書は管理責任者名で発出されていることを「平成30年度定期(年度中期)マネジメントレビューへのインプット情報報告書」及び同案により確認した。

エ 規則の改定等について、発刊後の理事長への供覧で、原科研担当理事が担当理事の立場で供覧をうけていることを、平成30年10月22日の「原科研廃棄物埋設施設に係る品質文書の一部改正について」の「供覧書」により確認した。

4) 原科研に設置される品質保証推進委員会と廃棄物埋設施設に設置される品質保証委員会について

ア 品質保証推進委員会の審議状況について、例として平成30年3月7日に品質保証推進委員会に諮問した「二次文書の一部改定及び制定について」の審議手続き表、品質保証推進委員会議事録及び3月9日の審議結果の答申書により廃棄物埋設施設に関する審議が実施されている状況を確認した。

イ 品質保証委員会の審議について、管理責任者からBE技術部長への変更に伴う状況について、として、平成30年3月5日の「廃棄物埋設施設の二次文書等の一部改正」及び平成30年5月7日の「是正処置の有効性のレビュー」に関する品質保証審査

会審査手続き票がBE技術部長名により実施されていることを確認した

以上のことから、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(3)違反事項(監視すべき事項を除く。)

なし

4. 特記事項

なし

(別添)

検査期間中の日程表（平成30年度 第3回）

月 日	12月14日(金)
午前	<ul style="list-style-type: none">● 初回会議● 埋設保全区域の巡視● 記録確認○ 教育訓練の実施状況
午後	<ul style="list-style-type: none">○ 教育訓練の実施状況○ 保安規定変更に伴う下位規定の状況● チーム会議● 最終会議

注記)○:基本検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等